

参考

令和6年11月15日

契約管財局契約部制度課長 様

大阪港湾局総務部経営改革課長

契約事務調査指摘事項に係る改善報告について

標題について、令和6年9月30日付で送付した「契約事務調査指摘事項に係る改善報告」において、報告が出来ていなかった指摘事項2及び指摘事項6、また報告済みのその他の指摘事項についても報告以降、貴局からの指摘に対応したので別紙1のとおり報告します。

なお、令和6年9月30日付報告において指摘事項2及び指摘事項6については、10月中旬に報告する旨記載していましたが、指摘事項2においては今般、大阪港湾局の契約は原則全件入札とする制度改革を実施することから局内の調整に時間を要し、制度改革に対応した事務フロー図の作成が遅れました。また、指摘事項6については、検証に時間を要したことから、報告が本日となりました。

指摘事項 1 契約事務審査会審議事項チェックリストの取扱いについて

改訂前のチェックリストを利用している案件が見受けられた。契約事務審査会庶務所管課の管理監督者によるチェックや、議決を要する案件の有無などの確認が漏れるおそれがあるため、最新のチェックリストを利用すること。

改善内容

主管課から契約事務審査会庶務所管課（以下、事務局という。）へ提出する必要書類を所属チームサイトに掲載しており、改訂後のチェックリストの更新が5月23日であったため改訂前のチェックリストを利用していた。また、令和4年度以降に開催した契約事務審査会を調査したところチェックリストの漏れが160件あった。

改善策として令和6年9月5日開催の契約事務審査会において、契約事務審査会審査資料の様式を改定し、チェックリストで確認したことを審査会事務局がわかるよう記載欄を設け、さらに10月以降の契約事務審査会において、審査資料にチェックリストを添付することでチェック漏れを防止する仕組みを整えた。

指摘事項 2 入札・契約事務の適切な規定の整備について

別紙 2 のとおり

指摘事項 3 包括審議のルールについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約の包括審議の一部など、根拠資料に基づき、過年度の契約状況や恣意的な運用状況となっていないかの確認を行っている記録が見受けられない案件があった。

包括審議の実施にあたっては、年に1度、契約状況を十分に検証し、新たに他者が履行できる余地が生じていないか等についても検討することが求められることから、包括審議案件の審議においては、毎年度の検証や検討を行うこと。

改善内容

令和4～6年度の包括審議案件について、チェックリストが漏れていたため、新たに他者が履行できる余地が生じていないか等の検討が出来ていなかった。指摘事項1の改善内容に記した審査資料の様式に過年度の契約状況や事務局がチェックリストを審査した日を入力する項目を設けたことにより契約事務審査会で毎年度の検証を実施する。

指摘事項 4 契約事務手続きの検証や改善策の検討の遅れについて

昨年度分の随意契約理由の公表状況や特定少額契約、適正な検査事務手続きを行うための取組が適切に実施されていることの検証が調査期間内にはなされていなかった。所属の契約全般にかかるルールの検証であり、必要な改善策の実施に向けて、速やかに検証や改善策の検討を行うこと。

改善内容

随意契約理由の公表状況、特定少額契約の検証についての調査は8月8日開催の契約事務審査会で検証しており、契約管財局が設定した回答期限までに実施していることから遅延は発生していないが、令和4年度は4月、令和5年度は7月に検証していたことから検証が遅くなったことは指摘のとおりであることから、次年度以降は第1四半期内に検証することとする。

指摘事項5 契約書に関することについて

本市の標準契約書の利用を前提に契約事務審査会を開催していることから、審議資料の一部として契約書を求めているとのことである。

標準契約書を使用しない場合における契約書に関することの審議漏れが発生するおそれがあることから、明文化されていないルールは、独自にチェックリストを作成するなどにより、確認漏れをなくすこと。

改善内容

契約事務審査会審議事項チェックリストの標準契約書使用のチェック項目があるため、独自のチェックリスト作成は不要と考えているが、指摘事項1の改善内容に記した審査資料の様式に使用する契約約款を記載する項目を設けたことで、審議対象案件の契約書に関する審議漏れを防止する。

指摘事項6 指摘事項2に関連する報告 について補足 別紙3のとおり

指摘事項2 入札・契約事務の適切な規定の整備について

大阪港湾局比較見積実施要領について、平成28年3月30日の審議以降、審議に諮っていないとのことであったが、包括審議案件においては、少なくとも年に1回、契約方法や業者選定方法、その理由などを精査する必要がある。

との指摘事項については、大阪港湾局比較見積実施要領を令和6年9月5日開催の大阪港湾局契約事務審査会において審議し、問題ないことを確認したところである。

ただ一方で、大阪港湾局では平成28年4月1日より、物品買入等について他局より高い予定価格40万円以下を比較見積範囲としており、公募による「比較見積業者リスト」を作成し、調達担当で複数社選定したうえで担当課にて比較見積を実施している。

また、その比較見積実施状況は、原則3者（要領上2者以上）選定しているものの、令和5年度の見積合わせの結果、見積提出者が1者の割合が30%近くになっていた。

このため、物品買入等の比較見積について見直すこととする。

《 検 証 》

他所属の状況

所属名	比較見積範囲	比較見積実施方法
大阪港湾局	40万円以下	登録業者リストから2社以上選定
建設局	10万円以下	登録業者リストから2社以上選定
水道局	10万円以下	① 公募型比較見積 ② 任意の業者で比較見積（各課課長専決）
中央卸売市場	全件入札	—
消防局	40万円以下	公募型比較見積
福祉局	40万円以下 10万円以下	公募型比較見積 登録業者リストから2社以上選定

契約方法の比較

契約手法	メリット	デメリット
比較見積リスト型	<ul style="list-style-type: none"> 業者決定までの期間が短い（5営業日） 利用者や市民苦情に迅速に対応可能 物品供給見積書での契約が可能のため、事業者の手間が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札や公募型比較見積に比べ競争性が低い 登録業者数の少ない種目は事業者が固定化する。
公募型比較見積	<ul style="list-style-type: none"> 比較見積リスト型に比べ競争性が高い 物品供給見積書での契約が可能のため、事業者の手間が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者決定までの期間が最も長い（16営業日） 比較見積リスト型に比べて仕様書の精度が求められる 公募時・結果公表のHP掲載など事務が煩雑となる
入札	<ul style="list-style-type: none"> 競争性が最も高い 随意契約件数の減 	<ul style="list-style-type: none"> 業者決定までの期間が比較見積リスト型に比べ長い（14営業日） 比較見積リスト型に比べて仕様書の精度が求められる 契約書作成の必要があり、事業者の手間が多い

発注件数の多い担当課のヒアリング結果（主な意見）

- 各施設の管理者からの依頼に基づいて、工事材料等を購入し、施設の修繕を実施しているが、工事材料等の購入に時間がかかると施設管理者が困る。
- 工事材料等の購入額は、ほぼ 20 万円以上になるため、全件入札と 10 万、5 万の違いはない。
- 直営は速やかに修繕に着手出来るところに意味があるため、材料の入手に時間を要していたら直営の意味がないのではないか。多種多様な修繕を臨機応変に対応しており、定例外の材料も多く、事前購入する予算も在庫を抱える場所もない。
- 船舶の修繕は点検しないと悪い箇所が分からないため入渠して必要な材料がわかることとなる。契約期間が長くなれば、船舶の入渠期間が長くなり、予定する船舶修繕数に影響が出る。
- 分割発注とならないよう 40 万円以上になるように発注しているが、同じ種目でも取扱事業者が違ったりする。

《見直し案》

比較見積の実施状況を検証した結果、見積提出者が 1 者の比較見積りが約 3 割あり、また物品購入等について他局比較では予定価格 10 万円を超えて比較見積リスト型を採用しているのは大阪港湾局のみであることから、物品購入等についても予定価格に係わらず原則入札とし、工事請負や業務委託とともに大阪港湾局では原則全件入札とする。

《例外》

物品買入契約（資材等）

直営事業に係る資材等については港湾施設利用者や市民からの苦情等により緊急に修繕が必要な場合が多く、直営によることが出来なければ緊急随意契約（5号）により対応することも想定されるため、速やかな直営による修繕の実施や緊急随意契約（5号）の増加を防ぐ観点から、直営事業に係る資材等の物品購入については、引き続き予定価格 40 万円以下に限り比較見積とする。

なお、この比較見積についても厳格に実施するため、実施にあたっては「物品供給等比較見積変更願」を資材の必要とする施設の管理者等より経営改革課あてに提出し、経営改革課長が承認することを前提とする。

また、乱用防止（分割発注防止も含む）のため、①事案発生から納期 1 か月以内、②当該直営工事で使用する資材等に限定し、かつ早急に実施しなければならない理由を記載したうえ担当課長もしくは担当課長代理から提出することを条件とする。

同時に原則 3 者選定を原則 5 者選定とし、見積提出者 1 者を削減する。

修繕請負契約（施設等）

大阪港湾局施設等少額修繕に係る登録事業者名簿から選定している予定価格 40 万円以下の修繕請負契約については、上屋など港湾施設利用者が利用する施設の雨漏りや設備の修繕が多く、入札になると着工までに相当の期間を要し、緊急随意契約（5号）の増加を防ぐ観点から従前どおりとする。

修繕請負契約（車両等）

大阪港湾局所管自動車、建設機械及び荷役運搬機械修繕請負業者名簿から選定している予定価格 100 万円以下の修繕請負契約については、故障個所が特定できないため事前に修繕内容を決定できず、入札や比較見積を実施する場合、修繕個所を特定するための点検業務委託を発注することになり、修繕までに相当の期間と別途点検費用を要することとなる。車両等は日々の業務に必要なことから従前どおりとする。

物品買入契約（全所属共通）

予定価格 5 万円以下は特定少額随意契約として大阪港湾局比較見積登録事業者のうち 1 者（複数社との比較見積）と契約することも可とする

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

工事又は製造の請負	250 万円以下
財産の買入	160 万円以下
物件の借入	80 万円以下
その他（業務委託、修繕、印刷等）	100 万円以下

契約種別	現行	令和 6 年 12 月以降
物品買入契約 物品借入契約 印刷請負契約 修繕請負契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 40 万円以下は大阪港湾局比較見積登録事業者から複数者選定し、比較見積 ・ 予定価格 5 万円以下は特定少額随意契約として大阪港湾局比較見積登録事業者のうち 1 者と契約することも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全件入札 ・ 「物品供給等比較見積変更願」の承認より 40 万円以下の工事材料等は比較見積可とする。 ・ 予定価格 5 万円以下は特定少額随意契約として大阪港湾局比較見積登録事業者のうち 1 者もしくは複数者での比較見積も可とする。 ・ 分割発注防止のため、過年度の実績と比較して大幅に増加している担当は契約事務審査会での審議対象とする。
修繕請負契約 （施設等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 40 万円以下は大阪港湾局施設等少額修繕に係る登録事業者複数者選定し、比較見積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札になると着工までに相当の期間を要し、緊急随意契約（5号）の増加を防ぐ観点から現行どおりとする。
修繕請負契約 （車両等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 100 万円以下は大阪港湾局所管自動車、建設機械及び荷役運搬機械修繕請負業者名簿登録順より 1 者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の故障については、故障個所が特定できず、事前に修繕内容が決定することができず、また、日々の業務に車両等が必要なことから現行どおりとする。

物品買入契約	公告から 9 営業日
物品借入契約	公告から 20 営業日
印刷請負契約	公告から 18 営業日
修繕請負契約	
業務委託契約	
工事請負契約	公告から 23 営業日

指摘事項 2

また、貴局独自作成の事務フローチャートについて、契約事務審査会で審議されたものではなく、位置づけが不明瞭である。入札・契約事務の規程は適正に整備され、整備した要綱や所属のルールは客観的な根拠に裏付けられた公平性等が確保されたものである必要があるため、本市の制度改正等を踏まえて適切な見直しを図らなければならない。大阪港湾局比較見積実施要領、事務フローチャートをはじめとした契約全般にかかるルールを精査するとともに、必要な事項は規程として定め、定期的に審議に諮ること。

との指摘事項については、

今般、大阪港湾局では原則全件入札とするが、上記のとおり一部例外として比較見積による随意契約も実施することから、それに対応した大阪港湾局比較見積実施要領、事務フローチャートを改正し、令和6年11月6日開催の大阪港湾局契約事務審査会で承認を得た。

大阪港湾局比較見積実施要領

平成 27 年 7 月 31 日

改正 令和 6 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 大阪港湾局が発注する契約において、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、比較見積の実施について必要事項を定めるものとする。

(対象契約)

第 2 条 比較見積を行う契約は、大阪港湾局が発注する施設等の修繕請負、施設等の緊急修繕に使用する資材等の物品買入契約のうち、予定価格の額が 40 万円以下の案件とする。

(見積書徴取の方法)

第 3 条 見積書を徴取する際は、あらかじめ作成した納期及び納入場所等の必要事項を記載した仕様書等を提示し、提出期限を定め、提出を求め、見積書の提出を求めるものとする。

(見積書を徴取する相手方の選定)

第 4 条 見積書を徴取する相手方は、あらかじめ大阪港湾局へ比較見積に参加するための登録申請を行った者のうち、2 者以上を選定することとする。選定に際しては、特定の業者に偏ることのないよう、同じ登録種目において、比較見積を実施の都度、見積徴取の相手方を変更するものとする。

2 前項に規定する申請を行う者は、大阪市入札参加有資格者でなければならない。

3 第 1 項に規定する申請については、大阪港湾局所定様式によるものとする。

4 第 1 項に規定する申請の期限は毎月 15 日（15 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合は、翌営業日）とし、期限日までに受理した申請について、期限日の属する月の翌月から選定の対象とする。

5 登録申請を取り消す場合は、その旨を届け出るものとする。

6 見積書を徴取する相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置及び大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者を選定するものとする。

(見積書の様式)

第 5 条 見積書の様式は問わないものとする。ただし、契約に際しては、契約規則第 34 条に基づき契約書を省略するものとし、本市指定の物品供給見積書等をもって契約書とする。

(見積書の提出方法)

第6条 見積書の提出方法は持参、FAX、郵便及びメールによるものとする。

2 見積は必ず書面によるものとし、電話等の口頭による見積は不可とする。

(見積書の無効)

第7条 次の各号にいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした見積り
- (2) 指定の日時まで提出されず、又は到達しなかった見積り
- (3) 同一見積りについて見積者が2以上の見積をしたときは、その全部の見積り
- (4) 見積金額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積り
- (5) 見積りに関し不正な行為を行ったものがした見積り
- (6) 見積書提出後、契約相手方の決定までに見積書を提出した者が大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の見積り
- (7) その他見積に関する条件に違反した見積り

(見積書の保存)

第8条 徴取した見積書は、契約規則第34条第2項に規定する見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用した文書と共に経営改革課にて保存する。

(契約の相手方の決定)

第9条 徴取した見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。

2 最低見積価格が予定価格を越えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉を行い、契約相手方を決定するものとする。

3 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合には、当該最低価格見積者から再度見積書を徴取し、価格交渉の相手方及び契約の相手方を決定するものとする。

4 前2項において、当該最低価格見積者との価格交渉が、予定価格の制限の範囲内の価格内とならない場合は、次順位者と価格交渉を行うことができる。

(くじによる契約相手方の決定)

第10条 前条第1項において、最低価格で見積りをした者が、2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約相手方を決定するものとする。

(契約相手方に対する通知)

第11条 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を当該見積者に通知する。

(比較見積の不成立)

第12条 第9条第2項から第4項までにおいて、価格交渉の結果、交渉が成立しない場合は当該比較見積が成立しないものとする。

(再度の比較見積)

第13条 比較見積を行った結果、契約相手方が決定しない場合又は比較見積が不成立になった場合は、見積徴取相手方を変更して再度行うものとする。

(契約の締結)

第14条 契約の相手方となった者は、指定する期限までに契約規則第34条第2項に基づく本市指定の物品供給見積書等ならびに大阪市暴力団排除条例第8条2項に基づく誓約書に記名及び押印のうえ提出し、大阪港湾局長の承認を得ることにより契約の締結をするものとする。その場合、仕様書等を当該見積書に添付し、割印を押印するものとする。

(契約の解除)

第15条 契約相手方が決定後、契約締結までの間に、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。
2 契約締結後、契約履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(その他)

第16条 大阪港湾局長が特に必要があると認めるときは、この要領と異なる取扱いをすることができる。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

大阪港湾局比較見積実施要領（平成27年7月31日施行）の一部を次のように改正する。

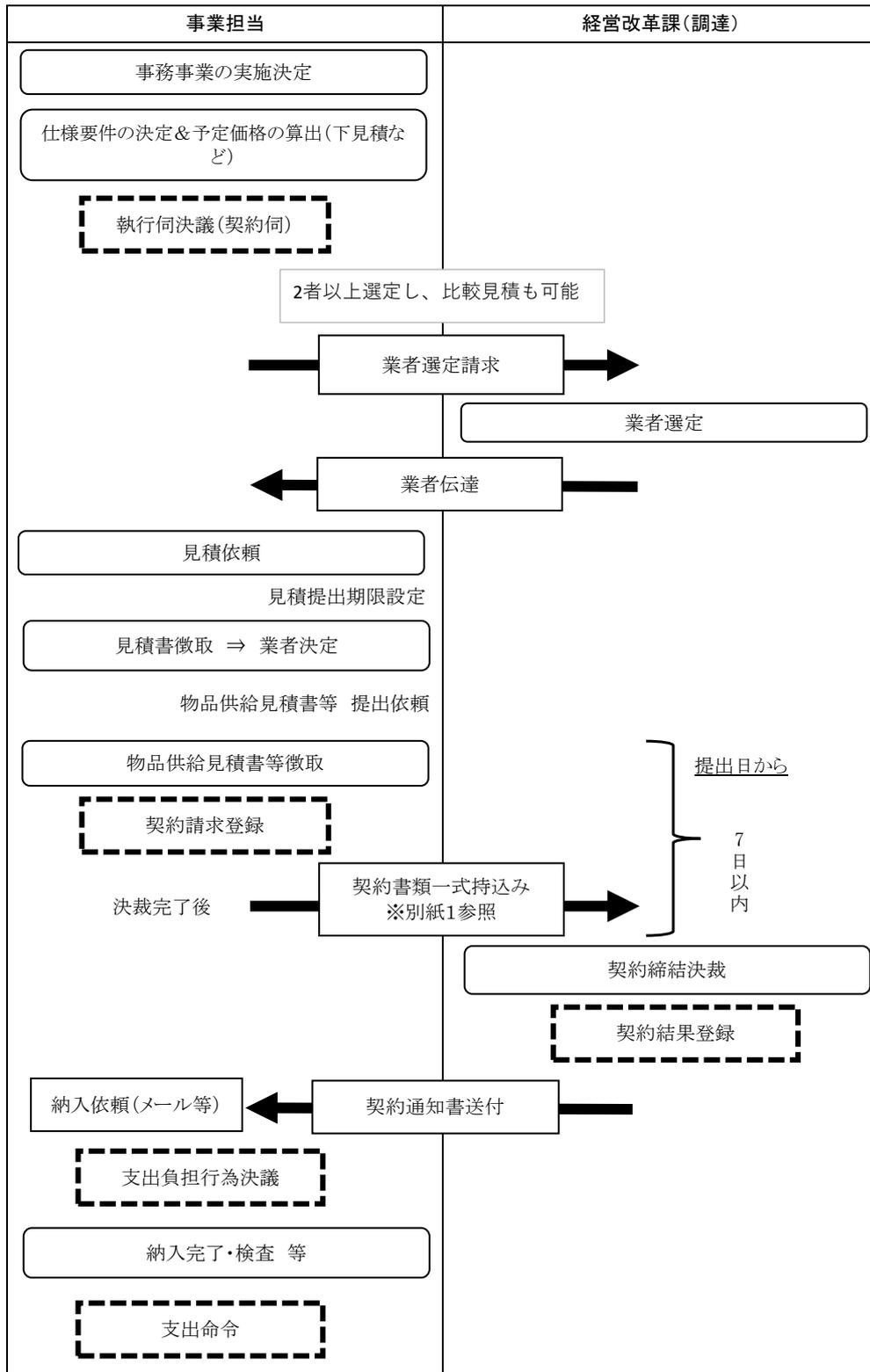
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(対象契約) 第2条 比較見積を行う契約は、大阪港湾局が発注する <u>施設等の修繕請負、施設等の緊急修繕に使用する資材等の物品買入契約のうち、予定価格の額が40万円以下の案件とする。</u>	(対象契約) 第2条 比較見積を行う契約は、大阪港湾局が発注する <u>物品買入、物品借入、修繕請負、印刷請負契約のうち、予定価格の額が40万円以下の案件とする。</u>
備考	

附則

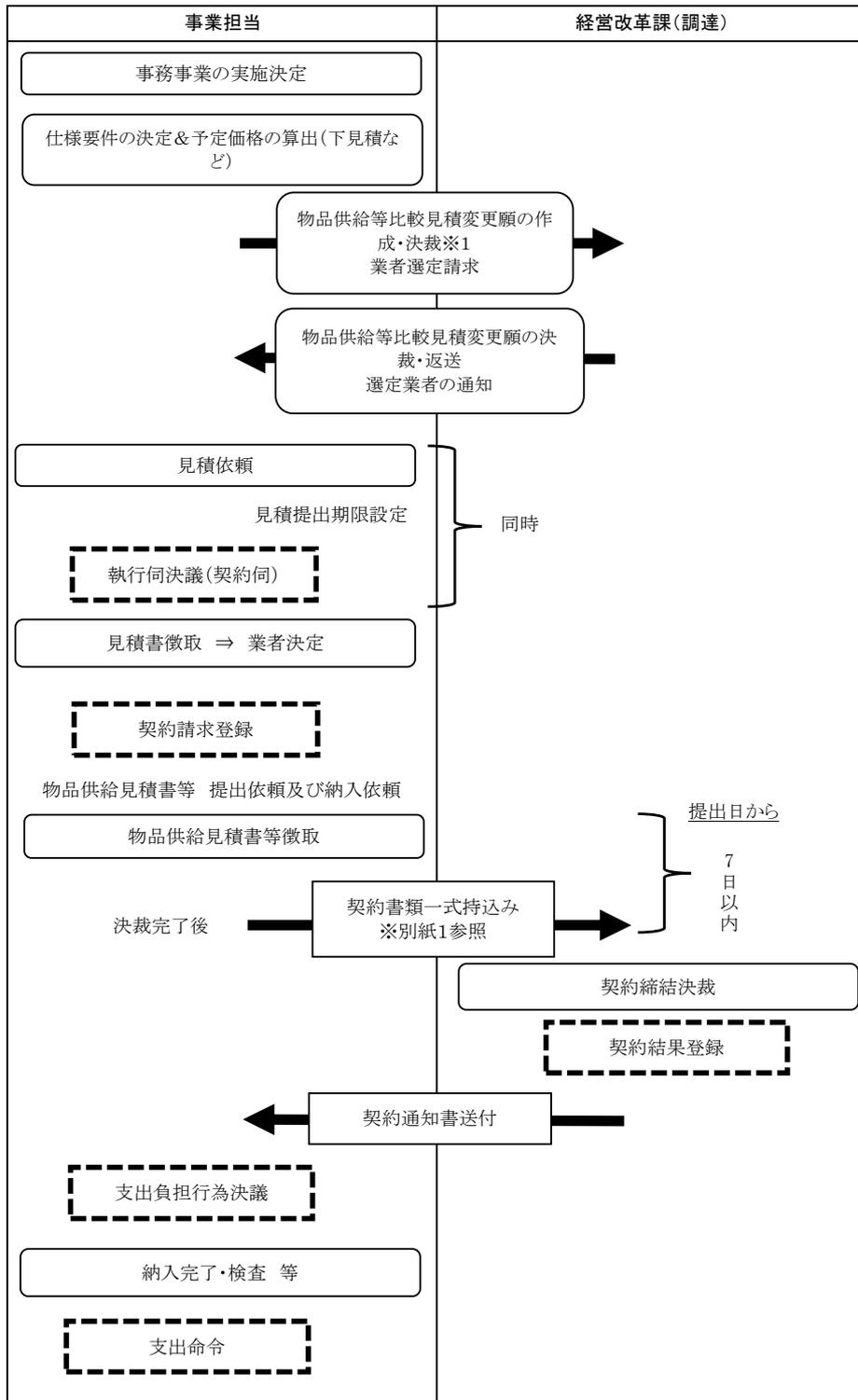
この改正要領は、令和6年12月1日から施行する。

事務フローチャート
 (特定少額随意契約)
 ※予定価格5万円以下のみ



※ 財務会計システム

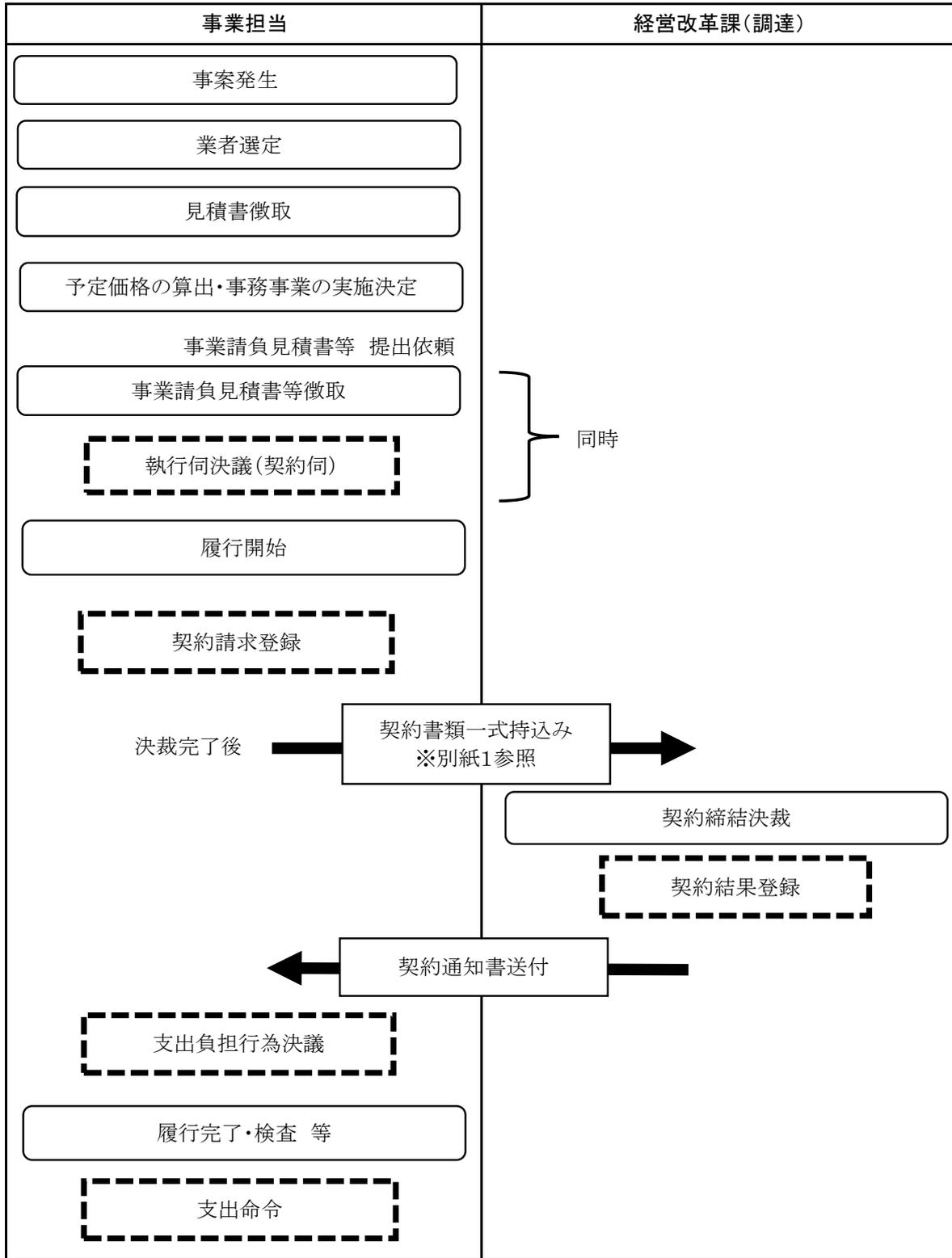
事務フローチャート
 (1号随意契約=比較見積)
 ※納期が事案発生から1月以内かつ予定価格40万円以下の直営工事材料の購入に限る



※ 財務会計システム

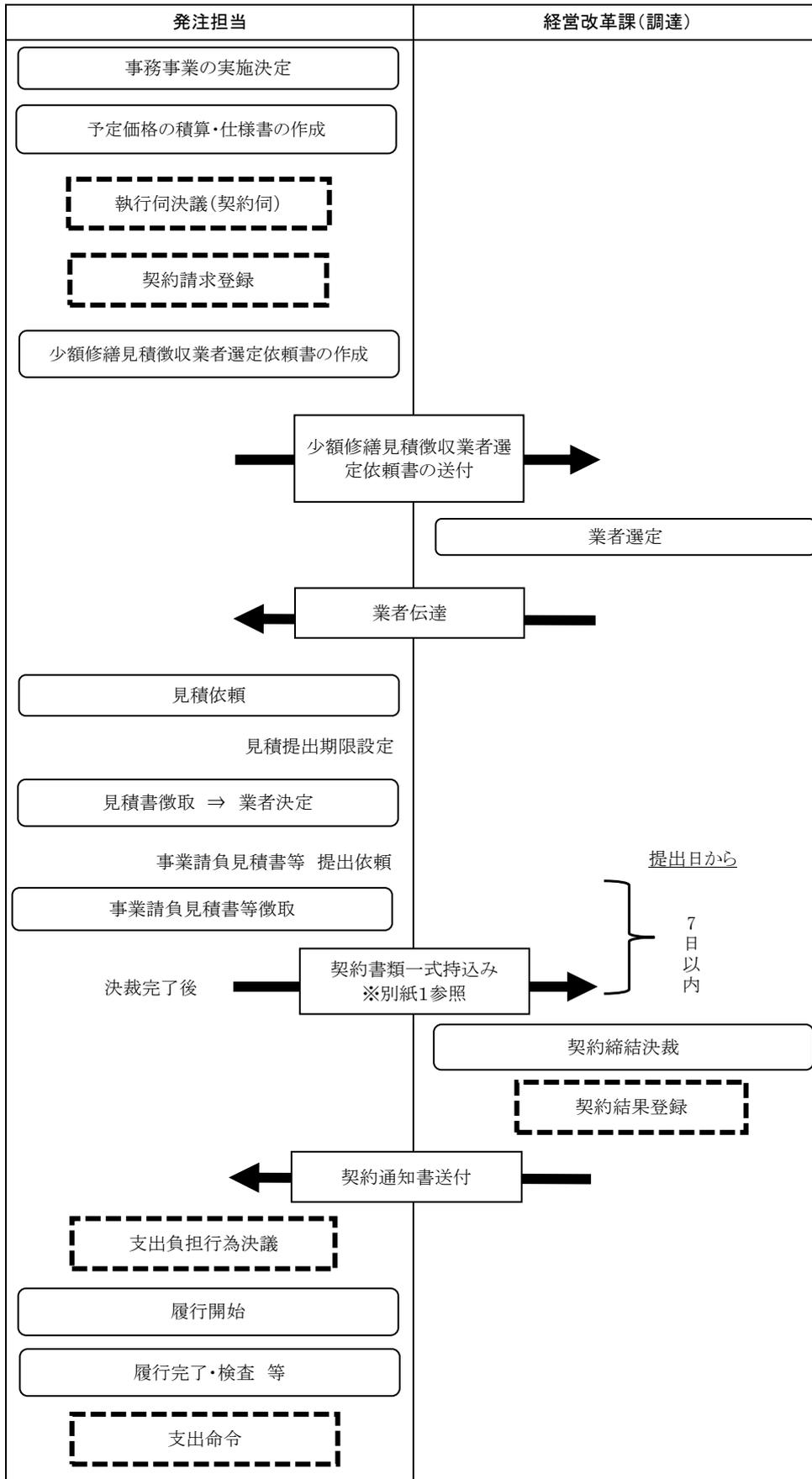
※1 物品供給等比較見積変更願は担当課長又は担当課長代理から提出すること。

事務フローチャート
 (1号随意契約=比較見積)
 車両故障修繕



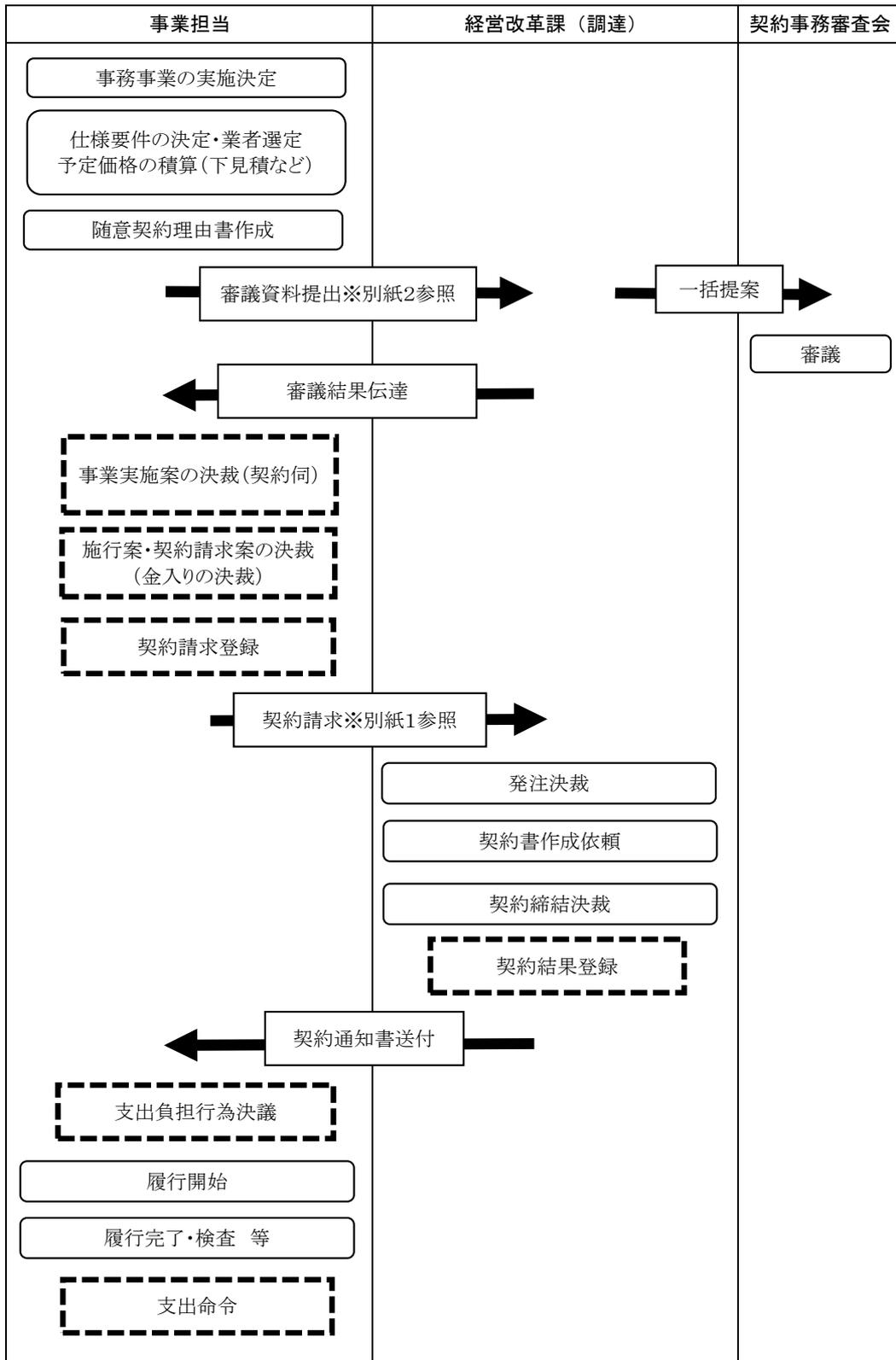
※ 財務会計システム

事務フローチャート
 (1号随意契約=比較見積)
 ※施設修繕



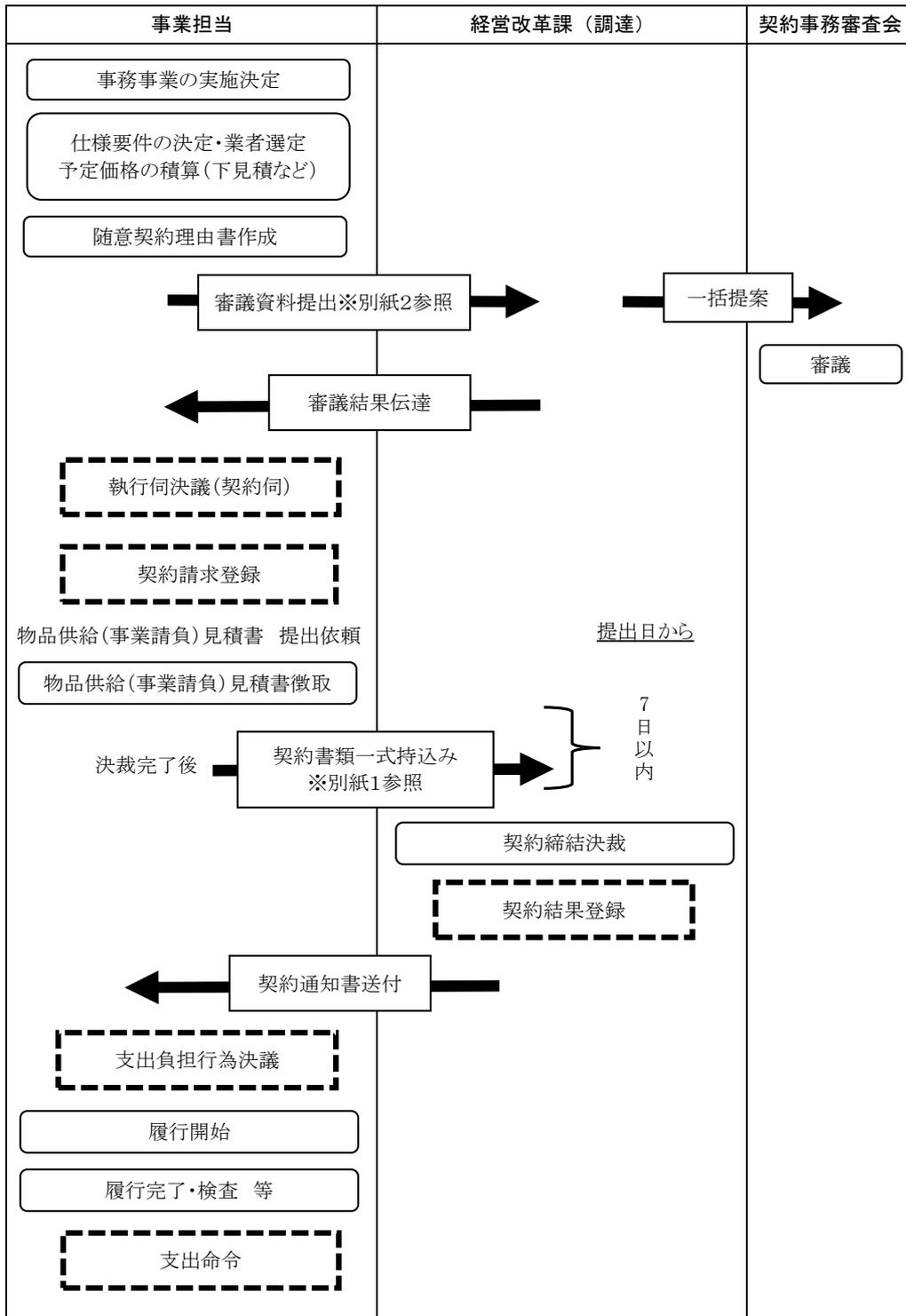
※ 財務会計システム

事務フローチャート
(2・5・6号随意契約＝特名)



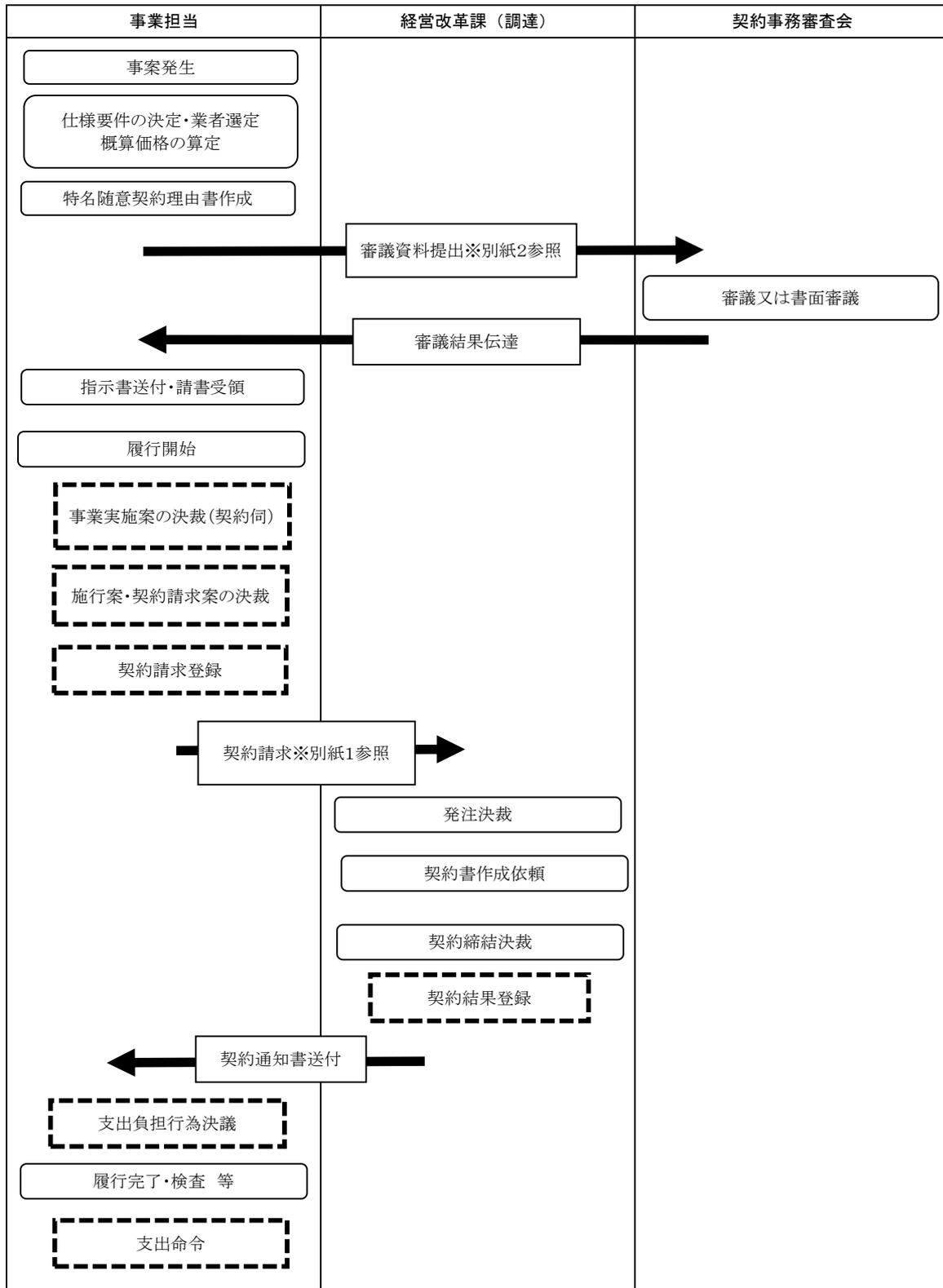
※ 財務会計システム

事務フローチャート
 (2・5・6号随意契約＝特名)
 ※契約書省略



※ 財務会計システム

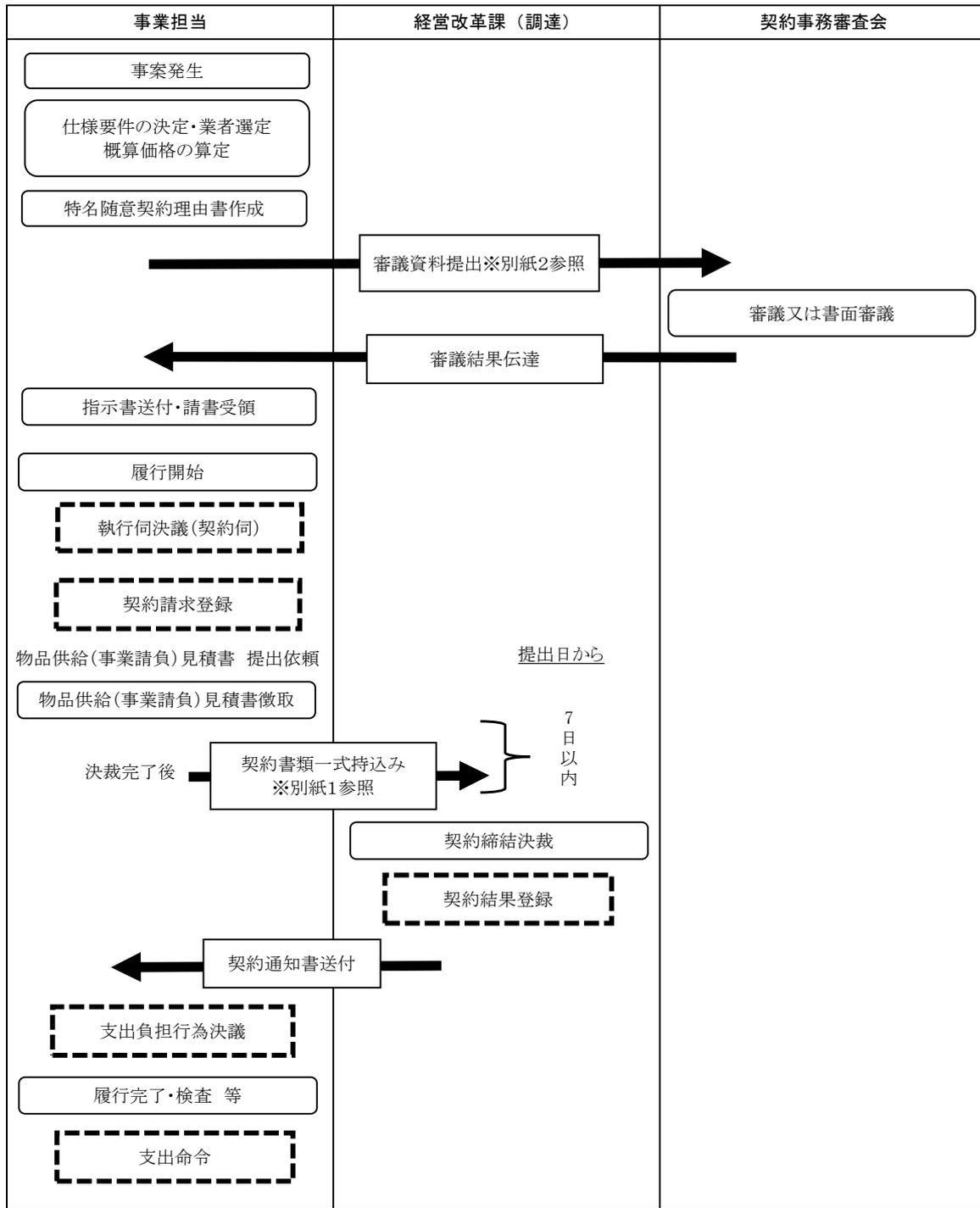
事務フローチャート
 (緊急特名随意契約=5号随意契約)



※ 財務会計システム

※「災害時における契約事務ガイドライン」に基づき、本市が被災した場合や他都市で発災した場合で本市の災害等支援対策室が設置され、災害関係の調達が生じた場合において適用する。

事務フローチャート
 (緊急特名随意契約=5号随意契約)
 ※契約書省略



※ 財務会計システム

※「災害時における契約事務ガイドライン」に基づき、本市が被災した場合や他都市で発災した場合で本市の災害等支援対策室が設置され、災害関係の調達が生じた場合において適用する

契約請求 必要書類一覧

【契約書を省略する場合（100万円以下の随意契約に限り、借入は除く）】

比較見積、又は特名随意契約

契約締結請求書類		形式
1	物品供給見積書（物品買入）または 事業請負見積書（業務委託、印刷・修繕 等） いずれも仕様書を添付し、袋綴じ又は割印したもの	すべて 紙
2	暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書	
3	契約締結依頼書（決裁済）	
5	見積書（比較見積の場合のみ）	
6	按分表（一般会計と港営事業会計の合併支出の場合のみ）	
7	財務会計システムから出力した執行伺 （一般会計）執行伺決議情報（契約） （港営会計）支出決議書（契約伺）及び汎用起案の決裁履歴帳票	
8	その他理由書等（必要に応じて） ・契約事務審査会で承認された随意契約理由書（特名随意契約の場合のみ）	
	※函書の購入等、「大阪港湾局契約事務審査会要綱」別表1に該当する契約については添付不要。 ・業者選定理由書（契約事務審査会審議済みのもの）	

【契約書を書略できない場合】

事後審査型制限付一般競争入札、予定価格 100 万円超の随意契約（借入は予定価格にかかわらず全件）

契約請求書類一式		形式
1	物品買入・借入・請負契約請求書（物品買入、物品借入、製造・印刷・修繕等）または 業務委託契約請求書（業務委託）または 事業請負契約請求書（工事請負） ※局案件、契管案件とも共通様式	Excel または Word
2	設計書及び仕様書（特記仕様書を含む。決裁印なしでも可。）	PDF
3	金入封筒	紙
4	大阪港湾局案件整理票	Excel
5	財務会計システムから出力した執行伺 （一般会計）執行伺決議情報（契約） （港管会計）支出決議書（契約伺）及び汎用起案の決裁履歴帳票	PDF
6	その他理由書等（必要に応じて） ・契約事務審査会で承認された随意契約理由書（随意契約の場合のみ） ※函書の購入等、「大阪港湾局契約事務審査会要綱」別表 1 に該当する契約については 添付不要。 ・製品指定理由書（物品契約で製品指定の場合のみ）	Excel または Word
7	契約相手方担当者の連絡先（特名随意契約の場合のみ） ※担当者名、電話番号、メールアドレス。名刺の写し可。	メール

※契約請求書について、局案件の場合も契管案件の様式に合わせることにします。（「契約管財局長様」
→「経営改革課長様」、「大阪港湾局長」→「〇〇課長（発注課の課長）」に修正）

契約事務審査会 必要書類一覧

随意契約・指名競争入札・競争参加資格

契約事務審査会 必要書類一覧		形式
1	審査資料：下記 1-1～1-8 の事項を記載すること。	Excel
1-1	種目：電子調達システムの種目一覧を参考に記載すること。	—
1-2	契約の相手方：比較見積（又は指名競争入札）を行う場合は選定（指名）業者を記載すること。入札参加資格についての審議のときは応札者数見込みを記載すること。	—
1-3	根拠法令：「地方自治法施工令第 167 条の 2 第 1 項第〇号」と記載すること。（入札に係る審議のときは記載しない） ※〇には 1、2、5、6 いずれかを記入 1号：少額 2号：入札に適さないとき 5号：緊急 6号：入札に付すことで不利になるとき	—
1-4	契約約款：プルダウンから選択すること。標準約款を使用しない場合は法的リスク審査やリーガルチェックの結果を添付。※使用する約款が不明な場合は調達担当へ相談すること。	—
1-5	概算予定価格：プルダウンから選択すること。	—
1-6	積算方法：積算基準、1 者提示価格、積算基準及び見積、固定価格から選択すること。	—
1-7	随意契約理由番号：大阪市随意契約ガイドラインの随意契約理由番号を記載すること。（入札に係る審議のときは記載しない）	—
1-8	随意契約理由：比較見積の場合は業者選定の基準及びその理由を記載すること。指名競争入札の場合は業者指名基準及びその理由を記載すること。入札参加資格についての審議の場合は設定する入札参加資格と設定理由を記載すること。	—
2	根拠資料：随意契約理由を疎明する資料、緊急性を疎明する資料（緊急随意契約）、業者選定理由を疎明する資料、応札者数見込みを疎明する資料（競争参加資格について審議する場合）を添付すること。	PDF
3	仕様書（特記仕様書含む）	PDF
4	契約事務審査会審議事項チェックリスト：事業課チェック済のものを送付すること。	Excel

プロポーザル方式・総合評価落札方式

契約事務審査会 必要書類一覧		形式
1	審査資料：下記 1-1～1-11 の事項を記載すること。	Excel 又は Word
1-1	種目：電子調達システムの種目一覧を参考に記載すること。	—
1-2	当該事業の目的・概要	—
1-3	プロポーザル方式（総合評価落札方式）を採用する理由及びその効果	—
1-4	事務日程及び事務手順	—
1-5	契約約款：使用する契約約款を記載すること。標準約款を使用しない場合は法的リスク審査やリーガルチェックの結果を添付。※使用する約款が不明な場合は調達担当へ相談すること。	—
1-6	予算上限額：総合評価の場合は概算予定価格を記載すること。上位2桁を記載すること。※それ以降は切り上げ (例) 1234万円 → 1300万円	—
1-7	積算方法：積算基準、1者提示価格、積算基準及び見積、固定価格から選択すること。	—
1-8	(プロポーザル方式の場合) 事業者の選定基準、応募資格及びその設定理由	—
1-9	学識経験者等の意見を聴取する選定会議にあっては、選定会議の委員構成及びその選定理由	—
1-10	(総合評価の場合) 総合評価落札方式の適用理由、落札者決定基準及びその設定理由	—
1-11	応札者数見込み	—
2	根拠資料：プロポーザル方式（又は総合評価落札方式）を採用する理由を疎明する資料及び応札者数見込みを疎明する資料 (プロポーザル方式の場合) 事業者の選定基準と応募資格の設定理由を疎明する資料 (総合評価の場合) 落札者決定基準の設定理由を疎明する資料を添付すること。	PDF
3	(総合評価の場合) 仕様書（特記仕様書含む）	PDF
4	契約事務審査会審議事項チェックリスト：事業課チェック済のものを送付すること。	Excel

指摘事項 6 指摘事項 2 に関連する報告 について (補足)

令和 6 年度第 1 回大阪港湾局契約事務審査会で審議された「大正区鶴町基地上架設備緊急補修工事」は、緊急随意契約であるとのことだが、審議に必要となる客観性を確保するための根拠資料の提示がないまま審議を終えており、かつ、令和 6 年 1 月 30 日に事象が発生し、6 月 24 日に現場作業が完了したにも関わらず、未だ契約締結に至っていないとのことであった。

貴局におかれては、令和 3 年度第 189 回 大阪市入札等監視委員会において、契約事務審査会開催日から契約日までの空白期間が 1 か月以上空いている案件が複数ある等の理由から、報告案件に指定されており、監視委員より、「発生から履行完了まで 2 か月以上かかっているという点に関して、緊急性というのであれば、それを対外的にしっかり説明できるよう今後は心がけて頂きたいと思う」「あくまでも一般競争入札が原則であり、随意契約は例外的措置である以上、それだけ説明責任も発生するという念頭に、今後は随意契約理由について、より厳しい視点で考えて、改善して頂きたい。」とご意見をいただいた経緯がある。当該案件については、真に緊急性を要する事案であったのかなど、対外的な説明に耐えうる検証を行った上、検証結果を添えて報告を行うこと。

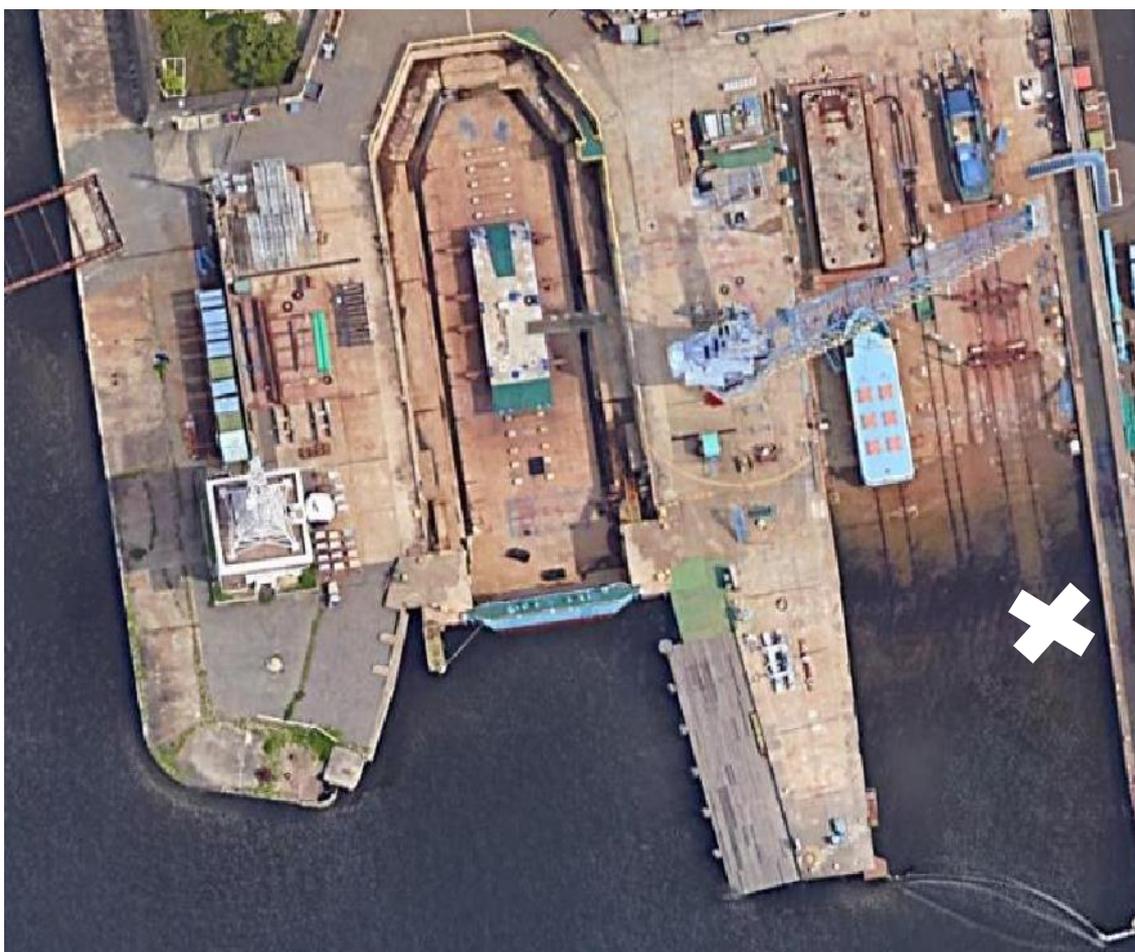
報告内容

▶ 本案件の時系列については下表のとおりである。

令和 6 年 1 月 30 日	台車が途中で停止し、下架できない事態が発生。調査の結果、鋼製レールの腐食が原因と判明。
令和 6 年 2 月～	直営での施工を検討したが、技術的に困難であったため、請負で施工することとした。 本件の補修には潜水士が必要なため、大阪港内で施工している同種工事への追加（設計変更もしくは随意契約）を検討したが、年度内に完了見込みがなく、施工可能な事業者もいなかったことから、補修方法を再検討することとした。 R6 年度早々から着手可能な事業者を探すため、R5・6 債務工事を契約した業者で潜水士を必要とする工事業者の名簿を作成（4 社）
令和 6 年 3 月 27 日	上記 4 社に対応可能か打診
令和 6 年 4 月 1 日	1 社から対応可能と回答、ほか 3 社は対応不可と回答
令和 6 年 4 月 11 日	契約事務審査会で審議
令和 6 年 4 月 12 日	事業者に指示書交付、同日請書受領
令和 6 年 4 月中旬	請負者が大阪海上保安監部と港内作業許可申請の事前調整開始
令和 6 年 5 月 7 日	請負者が大阪海上保安監部から港内作業許可書受領
令和 6 年 5 月 10 日	現場着手
令和 6 年 6 月 24 日	現場完了
令和 6 年 6 月～	設計書作成・請負者と金額交渉・工事検査書類作成等

令和6年7月8日	上架設備使用開始
令和6年7月17日	請負者と金額調整完了
令和6年7月24日	設計書作成完了、契約伺い起案
令和6年7月31日	契約請求
令和6年8月9日	契約締結
令和6年8月29日	検査完了

➤ 本案件対象施設について（×が今回の緊急補修箇所）



本施設は、ドック施設1箇所と上架施設3列、クレーン1基で構成されており、当該上架施設は、各に1～2隻上架すること可能である。ただし、中央のレーンについては、小型ボート程度しか上架できないため、実際には両端の2レーンで整備を行っている。

現在、本施設では大阪港湾局保有船舶38隻に加え、建設局20隻、環境局26隻の計84隻の直営整備しており、1隻当たり1カ月程度で整備している。また、突発的な故障なども随時対応している。

➤ 緊急随意契約に至った理由の検証

上記のとおり本施設では、本市(大阪港湾局・建設局・環境局)保有の船舶の整備を行っており、特に渡船(大阪港湾局1隻、建設局14隻)については、旅客運送事業のため近畿運輸局(日本小型船舶検査機構)が毎年行う船舶検査に合格する必要がある、また日々市民を乗せて安全に運航するため、機関故障等航行不能による漂流事故や船体異常による沈没事故がないように毎年1回、運航を休止させることなく、計画的に点検・整備を実施している。また、渡船の整備以外に、海や河川の航行船舶の安全を担う清掃船や航路浮標の維持管理を行う作業船など約40隻も当該上架設備で整備している。

今回の上架施設のレール不具合により、1レーンでの整備となったため、常に2隻同時に上下架できるよう、必要最小限の整備内容に見直し、可能な限り船舶の整備時期を遅らせないように整備計画を変更し対応することとなった。

この整備計画変更(別紙参照)により、6月末までは2隻同時対応等により整備が可能と見込めるものの、補修期間が1年以上となると7月以降予定していた10隻の船舶については整備できず、また、故障等での緊急対応もできないことから船舶の運航に支障が生ずることが明確であった。

本施設の不具合補修を一般競争入札により工事発注する場合、どのような施工業者でも一律に補修可能な内容の設計図書を作成し工事発注する必要があるが、そのためには設計図書を作成するために設計業務委託を発注し、工法検討や数量計算書作成・図面作成等をする必要がある。この場合、補修完了までに1年以上の期間を要することとなるため、本補修工事を一般競争入札により行うことは出来なかった。

また、一般競争入札によりレール補修するまでの期間の船舶の整備を入札発注するという検討については、以下のとおり。

➤ 船舶整備の民間委託の検証

当時は民間事業者が船舶整備を急に受け入れることが難しいこと、また本市直営整備に比較して船舶整備費用が高いため現実的ではないとの判断であった。改めて令和6年9月に大阪市入札参加資格があり、大阪港内にドッグ・上架設備のある造船所にヒアリングを実施した結果、入札に参加可能と回答した事業者はあったが、いずれも自社の受注状況次第であり、常に参加できるとの回答はなかった。

また、各造船所とも2レーン以上の施設を保有しておらず、常に計画的な受注をしており、空きがない状況であることから、急な案件に対して入札参加する保証もなく、入札不調の可能性が高く、そうなった場合には直接的に市民に必要な船舶の運航に支障が生ずることとなる。

また、点検・補修費用においても、現在の直営施工では必要となる原材料費のみ必要経費としているところ、民間発注では施設使用料や技術料等が加算されるため、費用も現在の数倍以上となることが容易に想定される。

事業者名	設備	対応船舶	入札参加の意思
(株) 三洋造船所	2 レーン	小型船舶 (鋼船・FRP)	その時の受注状態によるため、不明確。入札参加は難しい。
(株) ダイゾー	2 ドッグ	タグボート 小型船舶 (鋼船・FRP)	その時の受注状態によるため、不明確。前向きに検討します。
野田興業(株)	2 レーン	小型船舶 (鋼船・FRP) 30m まで対応可	その時の受注状態によるため、不明確。入札参加は可能。

➤ (参考) 随意契約と入札の場合の費用面での検証

○ 随意契約の場合

- ・ 工事費 6,248 千円 (契約金額)

○ 入札の場合

- ・ 設計業務費 4,324 千円 (概算額、落札率 80%を想定)
- ・ 工事費 5,685 千円 (上記工事費に土木工事平均最低制限価格 91%を乗じた額)
- ・ 船舶整備費 @6,000 千円×10 隻=60,000 千円

工事費は入札した分、安価になると考えられるが、別途設計業務委託費が必要なこと、補修期間中に別途、民間委託による船舶整備費用が必要なことから、本件工事に限っては結果的に随意契約したことによる損害はないと考える。なお、本補修工事費は大阪港土木工事積算基準に基づいて積算されたものである。

➤ 検証結果

本件について、改めて検証した結果、4月11日開催契約事務審査会において、渡船を利用する市民や運航船舶利用者への安全確保の観点から、短期施工が必要なため緊急随意契約を承認したことは妥当であったと判断する。

なお、事象発生後に直営工事による上架設備の補修が不可能と判明した後、補修工事対応可能な事業者を早々には見出すことが出来ず、補修方法の検討に時間を費やしたことは不適切とまでではないが、事案発生後、補修工事対応可能な事業者がいなかったものの、速やかに契約事務審査会の開催を求めるなど対応策があった。

このため、今後、緊急事案が発生した場合は、速やかに契約事務審査会事務局へ報告することを周知徹底する。

また、審議に必要な客観性を確保するための根拠資料の提示がないまま審議を終えているとの指摘については、指摘どおり不十分であったと認識しており、今後の審議においては、随意契約は例外的措置であることを十分認識し、客観性を確保し、同時に説明責任も発生するというを念頭により厳しく審議していく。

鶴町基地船舶修繕業務（直営）

渡船 請負

【当初工程】

整備状況		令和5年度				令和6年度											
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上架台	No.1	ますみ	ずいほう	第2松丸浮棧橋	松丸	しらさぎ (R5分整備)	はやぶさ	いそしぎ	ゆりかもめ	せきれい	こすも	ずいほう	さきしま	第2清港丸	海翔	しらさぎ	松丸
	No.2					新光丸(小型)											
	No.3	はつかり みどり	北斗	なにわ(小型)	さきしま	ちづる	すずかぜ	はるかぜ はつかり	ちどり	はまかぜ	しおかぜ	きよかぜ	さざなみ	福崎丸	みどり丸	北斗	ふなづる なにわ(小型)
ドック		No.3鶴町浮棧橋	水宝	難波津丸	清港丸	桜	港新丸	No.1鶴町浮棧橋	土運船122号	大舟6号	大舟8号	海桜	水宝	さざなみ1号	難波津丸	清港丸	浮棧橋

【緊急工事の結果】

整備状況		令和5年度				令和6年度												備考
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
上架台	No.1	ますみ	ずいほう	ずいほう下架時にレール損傷 【使用中止】	緊急工事			いそしぎ (ウインチ故障OH)	ゆりかもめ	せきれい	こすも	第2清港丸	ずいほう	海翔	松丸	「さきしま」 「しらさぎ」 は、前倒し整備し、工程短縮し行うことで、年度内整備を予定。R7は通常計画通り。		
	No.2				新光丸(小型)		2隻同時修繕シフトへ。9月以降は2隻同時修繕不可。											
	No.3	はつかり みどり	北斗	なにわ(小型) 第2松丸浮棧橋	さきしま	松丸	すずかぜ	はるかぜ	ちどり(エンジンOH)	しおかぜ	きよかぜ	さざなみ	福崎丸	みどり丸	北斗		ふなづる なにわ(小型)	
ドック		No.3鶴町浮棧橋	水宝	難波津丸	清港丸	桜	港新丸	No.1鶴町浮棧橋	土運船122号	大舟6号	大舟8号	海桜	水宝	さざなみ1号	難波津丸	清港丸	浮棧橋	

【通常入札による場合】

整備状況		令和5年度				令和6年度												備考
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
上架台	No.1	ますみ	ずいほう	ずいほう下架時にレール損傷 【使用中止】	コンサル・請負工事入札												「さきしま」 「しらさぎ」 は、前倒し整備もできないため、請負となる。R7は通常計画通り。	
	(予定)	船が大きく長さもあり、渡船と同時上架できないため、請負修繕。(費用：1隻6,000千円×10 また、故障が発生すると渡船整備中のため、緊急対応できず、海上工事の業務ができない。→						いそしぎ (ウインチ故障OH)	ゆりかもめ	せきれい	こすも	第2清港丸	ずいほう	海翔	松丸			
	No.2				新光丸(小型)		2隻同時修繕シフト。9月以降は2隻同時修繕不可。											
No.3	はつかり みどり	北斗	なにわ(小型) 第2松丸浮棧橋	さきしま	松丸	すずかぜ	はるかぜ	ちどり(エンジンOH)	しおかぜ	きよかぜ	さざなみ	福崎丸	みどり丸	北斗	ふなづる なにわ(小型)			
ドック		No.3鶴町浮棧橋	水宝	難波津丸	清港丸	桜	港新丸	No.1鶴町浮棧橋	土運船122号	大舟6号	大舟8号	海桜	水宝	さざなみ1号	難波津丸	清港丸	浮棧橋	